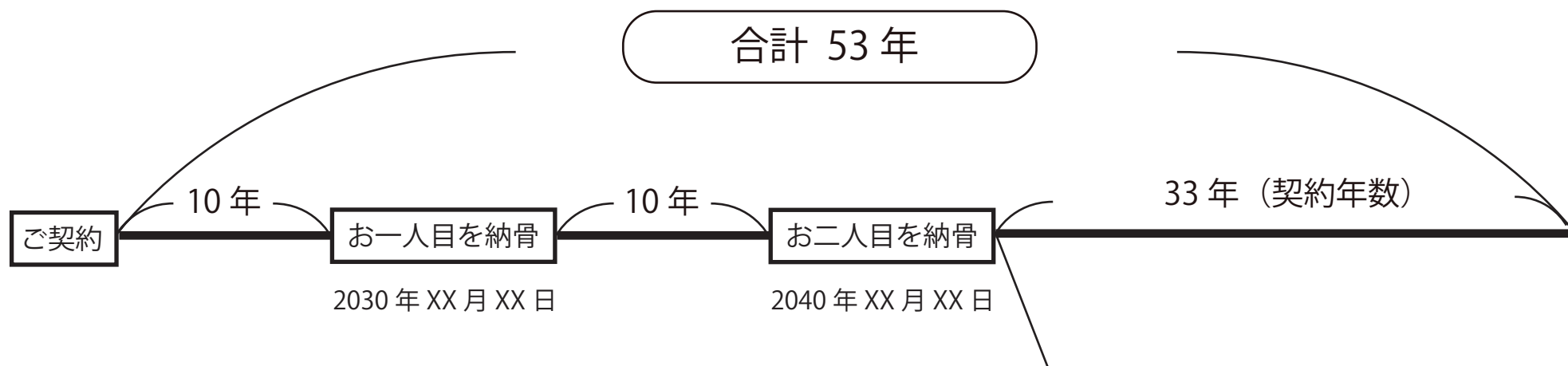


例) お二人様・33年でご契約された場合

2020年にご契約。

2030年にお一人目（父）が亡くなられて、納骨をする。

2040年にお二人目（母）が亡くなられて、納骨をする。



この日から契約年数を数え始めます。

この場合は実質 53 年の契約期間となります。それ以外の年間管理費はありません。

契約年数を満了して合祀永代供養に移る際も、費用はかかりません。

また、合祀永代供養後は合祀納骨壇でお参りいただけます。